

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年6月29日（令和5年（行情）諮問第553号ないし同第558号）

答申日：令和5年9月21日（令和5年度（行情）答申第321号ないし同第326号）

事件名：海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）  
海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）  
海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）  
海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）  
海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）  
海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（6）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書6」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2（1）ないし（6）に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年1月18日付け防官文第532号、同年10月10日付け防官文第14932号、同年12月12日付け防官文第17692号、平成30年4月11日付け防官文第5954号、令和2年5月7日付け防官文第6960号及び同年8月27日付け防官文第13628号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、紙媒体の特定等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）令和5年（行情）諮問第553号ないし同第556号

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、

『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（略）

そこで本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件各開示決定通知書からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書1ないし本件対象文書4の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書1ないし本件対象文書4が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書1ないし本件対象文書4の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書1ないし本件対象文書4の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書1ないし本件対象文書4に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書1ないし本件対象文書4に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

（2）令和5年（行情）諮問第557号

ア 文書の特定が不十分である。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

(略)

本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書５の全ての内容を複写しているか確認を求める。

上記（１）ウと同旨。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

上記（１）エと同旨。

オ 紙媒体についても特定を求める。

上記（１）オと同旨。

カ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

(3) 令和５年（行情）諮問第第５５８号

ア 文書の特定が不十分である。

上記（２）アと同旨。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

上記（２）イと同旨。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書６の全ての内容を複写しているか確認を求める。

上記（２）ウと同旨。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

上記（１）エと同旨。

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

カ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、原処分を行った。

本件各審査請求は、原処分に対してされたものである。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年4か月（令和5年（行情）諮問第553号）、約5年7か月（同第554号）、約5年5か月（同第555号）、約5年（同第556号）、約2年11か月（同第557号）及び約2年8か月（同第558号）を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### 2 審査請求人の主張について

##### (1) 令和5年（行情）諮問第553号ないし同第556号

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書1ないし本件対象文書4の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件各開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書1ないし本件対象文書4と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書1ないし本件対象文書4に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書1ないし本件対

象文書4の紙媒体は保有しておらず、また、原処分1ないし原処分4においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1ないし原処分4を維持することが妥当である。

(2) 令和5年(行情)諮問第557号

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式を特定し、教示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 上記(1)ウと同旨。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、原処分5においては、保有している紙媒体について適正に特定している。

オ 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書5のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分5を維持することが妥当である。

(3) 令和5年(行情)諮問第558号

ア 上記(2)アと同旨。

イ 上記(2)イと同旨。

ウ 上記(1)ウと同旨。

エ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書6のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

オ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法第19条1項に基づいて諮問すべき事項に当たらない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分6を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月29日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第553号ないし同第558号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年8月31日 審議（同上）
- ④ 同年9月14日 令和5年（行情）諮問第553号ないし同第558号の併合及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の一部について紙媒体の特定を求める等と主張しているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、海上自衛隊報の発行及び本件対象文書の特定の経緯等について確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 海上自衛隊報（以下「隊報」という。）は、海上自衛隊達、海上幕僚監部達及び通達類等を部内全般に周知するために、海上幕僚監部が発行していたものである。

イ 本件各開示請求時点で施行されていた、「海上自衛隊報の発行及び取扱いに関する達」（昭和49年海上自衛隊達第48号。令和4年3月29日廃止。以下「本件達」という。）9条において、「隊報は、その種類（通達版にあつては分類）ごとに分類し、それぞれ別記様式第3の例による表紙及び背表紙を付し、目録とともに編てつして整理するものとする。」と規定されており、隊報は、紙媒体で整理するものとされていた。

ウ 本件各開示請求が対象とする「海上自衛隊報目録」とは、毎四半期に作成するものとされていた、既に発行した隊報の件名を一覧にして取りまとめた目録を指すものと解されるため、本件対象文書として、本件各開示請求が対象とする期間に発行した目録（人事版を除く。以下、単に「目録」という。）を特定したものである。なお、各四半期

において発行しなかった分類等の目録については、作成・保有していないため、特定していない。

エ 本件各開示請求時点においては、目録は、海上幕僚監部の担当者が表計算ソフトで電磁的記録として作成し、それを印刷補給隊で印刷したものを各部隊等に配布する形で発行していたものである。

このため、目録の発行後は、海上幕僚監部の共有フォルダ（以下、単に「共有フォルダ」という。）に電磁的記録の目録が、担当部署の執務室内に、印刷した紙媒体の目録が、それぞれ保存されるものである。

オ 原処分1ないし原処分4について

(ア) 本件対象文書1ないし本件対象文書4は、共有フォルダに保存されていた電磁的記録の目録である。

(イ) 本件対象文書1ないし本件対象文書4については、原処分1ないし原処分4に係る各開示請求時点において、いまだ紙媒体に印刷していなかったことから、保有していない。

(ウ) 各開示請求を受けて、担当部署の執務室内の机、書庫及び書棚等を探索したが、本件対象文書1ないし本件対象文書4に相当する紙媒体の目録の存在は確認されなかった。

また、各審査請求を受けて、再度の確認を行ったが、本件対象文書1ないし本件対象文書4の外に、本件対象文書1ないし本件対象文書4に相当する紙媒体の目録の存在は確認できなかった。

カ 原処分5について

(ア) 本件対象文書5のうち、文書5、文書10、文書11、文書14、文書15、文書18、文書23、文書29、文書30、文書37、文書43、文書47及び文書51ないし文書60については、共有フォルダに保存されていた電磁的記録の目録であり、その他の文書については、共有フォルダに保存されていた電磁的記録及び担当部署の執務室内に保存されていた紙媒体の目録である。

(イ) 上記(ア)記載の文書5、文書10、文書11、文書14、文書15、文書18、文書23、文書29、文書30、文書37、文書43、文書47、文書51及び文書60については、第5分類の目録又は目録の更に目録であるところ、第5分類の目録については、上記エのとおり、本来、紙媒体に印刷して保管されるべきものであるが、当時、紙媒体を作成しなかった理由は明らかではないものの、第5分類及び目録の更に目録については、担当者の確認の資とする程度に留まっており、紙媒体に印刷して発行することはしていない。

なお、目録の更に目録については、本件達において作成することを定めていない。

また、文書52ないし文書59については、原処分5に係る開示請求時点において、紙媒体に印刷しておらず、保有していない。

(ウ) 開示請求の対象は、平成28年4月から令和2年2月までに発行した目録であるところ、開示請求時点において、発行済みの目録は原処分5のとおり全て特定している。

なお、開示請求時点において、令和元年10月～12月に発行された隊報の目録は、令和2年1月～3月に発行することになるところ、当該時点において、当該目録は作成されていなかったため、特定していない。

(エ) 開示請求を受けて、担当部署の執務室内の机、書庫、書棚、共有フォルダ及び担当者のパソコンなどを探索したが、本件対象文書5の外に、文書1ないし文書60に係る紙媒体の目録その他本件請求文書5に該当する文書の存在は確認されなかった。

また、審査請求を受けて、再度の確認を行ったが、本件対象文書5の外に、本件対象文書5に相当する紙媒体の目録その他本件請求文書5に該当する文書の存在は確認できなかった。

キ 原処分6について

(ア) 本件対象文書6のうち、文書5、文書10、文書11、文書14、文書15、文書18、文書23、文書29、文書30、文書37、文書43、文書47及び文書51ないし文書64については、共有フォルダに保存されていた電磁的記録であり、その他の文書については、共有フォルダに保存されていた電磁的記録及び担当部署の執務室内に保存されていた紙媒体の目録である。

(イ) 開示請求の対象は、平成28年4月から令和2年6月までに発行した目録であるところ、開示請求時点において、発行済みの目録は原処分6のとおり全て特定している。

また、令和2年4月以降に発行されるべき目録については、その対象となる隊報自体が、開示請求時点において作成されていなかったため、当該目録も作成されておらず、特定していない。

(ウ) 開示請求を受けて、担当部署の執務室内の机、書庫、書棚、共有フォルダ及び担当者のパソコンなどを探索したが、本件対象文書6の外に、本件請求文書6に該当する文書の存在は確認されなかった。

また、審査請求を受けて、再度の確認を行ったが、本件対象文書6の外に、本件請求文書6に該当する文書の存在は、確認できなかった。

(2) 文書の特定の妥当性について

ア 当審査会において、諮問庁から本件達の提示を受けて、諮問書に添付された開示実施文書と併せて確認したところ、上記(1)ア及びイ



の諮問庁の説明に不自然，不合理な点は認められず，本件対象文書は本件請求文書に該当するものであると認められる。

イ 審査請求人は，上記第2の2（2）カ及び（3）オのとおり，原処分5及び原処分6に関して，文書の再特定を求めている。

（ア）審査請求人が開示を求める本件請求文書5及び本件請求文書6は，別紙の1（5）及び（6）の各期間に発行された「海上自衛隊報目録」であるところ，上記（1）ア及びイを踏まえれば，本件対象文書5及び本件対象文書6の外に，当該各期間に発行された「海上自衛隊報目録」に該当する文書を別途作成すべき事情は認められない。

（イ）その上で，原処分5について，令和元年10月～12月に発行された隊報の目録が，原処分6について，令和2年4月以降に発行されるべき目録が，それぞれ各開示請求時点において作成されていなかった旨の上記カ（ウ）及びキ（イ）の諮問庁の説明が不自然，不合理であるとはいえず，これを覆すに足りる事情も見当たらないことから，防衛省において，本件対象文書5及び本件対象文書6の外に，本件請求文書5及び本件請求文書6に該当する文書を保有しているとは認められない。

ウ 審査請求人は，上記第2の2（1）オ及び（2）オのとおり，本件対象文書1ないし本件対象文書5について，紙媒体の特定を求めている。

（ア）当審査会において，諮問書に添付された開示実施文書を確認したところ，本件対象文書は，掲載事項の題名，掲載ページ等の情報を記入する欄が設けられた，掲載事項1件につき1行の表形式の文書であり，掲載事項に関する情報が順次記入されているものであることが認められるところ，その体裁等から，表計算ソフトで電磁的記録として作成したものである旨の諮問庁の上記（1）エの説明に不自然，不合理な点は認められない。

（イ）目録については，本件達において上記（1）イのとおり規定されているものの，その作成時期は特段定められておらず，目録を作成しなければ直ちに業務上の支障が生ずるともいえないことから，各開示請求時点において，本件対象文書1ないし本件対象文書4並びに本件対象文書5のうち文書5，文書10，文書11，文書14，文書15，文書18，文書23，文書29，文書30，文書37，文書43，文書47及び文書51ないし文書60について，紙媒体の目録を作成していなかったとする諮問庁の上記（1）オ（イ）及びカ（イ）の説明を否定することはできない。

したがって，防衛省において，原処分1ないし原処分5で特定した文書（紙媒体）の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有している

とは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1 (令和5年(行情)諮問第553号)  
『海上自衛隊報目録』2016年7～9月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。\*電磁的記録が存在する場合,その履歴情報も含む。
- (2) 本件請求文書2 (令和5年(行情)諮問第554号)  
『海上自衛隊報目録』2017年5～6月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。
- (3) 本件請求文書3 (令和5年(行情)諮問第555号)  
『海上自衛隊報目録』2017年7～8月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。
- (4) 本件請求文書4 (令和5年(行情)諮問第556号)  
『海上自衛隊報目録』2017年9～12月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。
- (5) 本件請求文書5 (令和5年(行情)諮問第557号)  
『海上自衛隊報目録』2016年4月～2020年2月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。
- (6) 本件請求文書6 (令和5年(行情)諮問第558号)  
『海上自衛隊報目録』2016年4月～2020年6月末までに発行された各号(ただし人事版は除く)。

### 2 本件対象文書

- (1) 本件対象文書1 (令和5年(行情)諮問第553号)  
文書1 海上自衛隊報達版目録  
文書2 海上自衛隊報通達版目録(第1分類)  
文書3 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)  
文書4 海上自衛隊報通達版目録(第3分類)  
文書5 海上自衛隊報通達版目録(第4分類)  
文書6 海上自衛隊報通達版目録(第5分類)  
文書7 目録
- (2) 本件対象文書2 (令和5年(行情)諮問第554号)  
文書1 海上自衛隊報達版目録  
文書2 海上自衛隊報通達版目録(第1分類)  
文書3 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)  
文書4 海上自衛隊報通達版目録(第3分類)  
文書5 海上自衛隊報通達版目録(第5分類)
- (3) 本件対象文書3 (令和5年(行情)諮問第555号)

- 文書1 海上自衛隊報達版目録
- 文書2 海上自衛隊報通達版目録 (第2分類)
- (4) 本件対象文書4 (令和5年(行情)諮問第556号)
  - 文書1 海上自衛隊報達版目録
  - 文書2 海上自衛隊報通達版目録 (第1分類)
  - 文書3 海上自衛隊報通達版目録 (第2分類)
  - 文書4 海上自衛隊報通達版目録 (第5分類)
  - 文書5 海上自衛隊報通達版目録 (目録)
- (5) 本件対象文書5 (令和5年(行情)諮問第557号)
  - 文書1 海上自衛隊報達版目録 (平成28年1月～3月)
  - 文書2 海上自衛隊報通達版目録 (第1分類) (平成28年1月～3月)
  - 文書3 海上自衛隊報通達版目録 (第2分類) (平成28年1月～3月)
  - 文書4 海上自衛隊報通達版目録 (第3分類) (平成28年1月～3月)
  - 文書5 海上自衛隊報通達版目録 (第5分類) (平成28年1月～3月)
  - 文書6 海上自衛隊報達版目録 (平成28年4月～6月)
  - 文書7 海上自衛隊報通達版目録 (第1分類) (平成28年4月～6月)
  - 文書8 海上自衛隊報通達版目録 (第2分類) (平成28年4月～6月)
  - 文書9 海上自衛隊報通達版目録 (第4分類) (平成28年4月～6月)
  - 文書10 海上自衛隊報通達版目録 (第5分類) (平成28年4月～6月)
  - 文書11 目録 (平成28年4月～6月)
  - 文書12 海上自衛隊報達版目録 (平成28年7月～9月)
  - 文書13 海上自衛隊報通達版目録 (第2分類) (平成28年7月～9月)
  - 文書14 海上自衛隊報通達版目録 (第5分類) (平成28年7月～9月)
  - 文書15 目録 (平成28年7月～9月)
  - 文書16 海上自衛隊報達版目録 (平成28年10月～12月)
  - 文書17 海上自衛隊報通達版目録 (第2分類) (平成28年10月～12月)
  - 文書18 海上自衛隊報通達版目録 (第5分類) (平成28年10月～12月)
  - 文書19 海上自衛隊報達版目録 (平成29年1月～3月)
  - 文書20 海上自衛隊報通達版目録 (第1分類) (平成29年1月～3月)
  - 文書21 海上自衛隊報通達版目録 (第2分類) (平成29年1月～3月)
  - 文書22 海上自衛隊報通達版目録 (第3分類) (平成29年1月～3月)
  - 文書23 海上自衛隊報通達版目録 (第5分類) (平成29年1月～3月)
  - 文書24 海上自衛隊報達版目録 (平成29年4月～6月)
  - 文書25 海上自衛隊報通達版目録 (第2分類) (平成29年4月～6月)
  - 文書26 海上自衛隊報達版目録 (平成29年7月～9月)
  - 文書27 海上自衛隊報通達版目録 (第1分類) (平成29年7月～9月)

- 文書28 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成29年7月～9月）
- 文書29 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成29年7月～9月）
- 文書30 目録（平成29年7月～9月）
- 文書31 海上自衛隊報達版目録（平成29年10月～12月）
- 文書32 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成29年10月～12月）
- 文書33 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成29年10月～12月）
- 文書34 海上自衛隊報達版目録（平成30年1月～3月）
- 文書35 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成30年1月～3月）
- 文書36 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成30年1月～3月）
- 文書37 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成30年1月～3月）
- 文書38 海上自衛隊報達版目録（平成30年4月～6月）
- 文書39 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成30年4月～6月）
- 文書40 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成30年4月～6月）
- 文書41 海上自衛隊報達版目録（平成30年7月～9月）
- 文書42 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成30年7月～9月）
- 文書43 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成30年7月～9月）
- 文書44 海上自衛隊報達版目録（平成30年10月～12月）
- 文書45 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成30年10月～12月）
- 文書46 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成30年10月～12月）
- 文書47 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成30年10月～12月）
- 文書48 海上自衛隊報達版目録（平成31年1月～3月）
- 文書49 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成31年1月～3月）
- 文書50 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成31年1月～3月）
- 文書51 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成31年1月～3月）
- 文書52 海上自衛隊報達版目録（平成31年4月～令和元年6月）
- 文書53 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成31年4月～令和元年6月）
- 文書54 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成31年4月～令和元年6月）
- 文書55 海上自衛隊報通達版目録（第4分類）（平成31年4月～令和元年6月）
- 文書56 海上自衛隊報達版目録（令和元年7月～9月）
- 文書57 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（令和元年7月～9月）

- 文書58 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（令和元年7月～9月）
- 文書59 海上自衛隊報通達版目録（第4分類）（令和元年7月～9月）
- 文書60 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（令和元年7月～9月）
- (6) 本件対象文書6（令和5年（行情）諮問第558号）
- 文書1 海上自衛隊報達版目録（平成28年1月～3月）
- 文書2 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成28年1月～3月）
- 文書3 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成28年1月～3月）
- 文書4 海上自衛隊報通達版目録（第3分類）（平成28年1月～3月）
- 文書5 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成28年1月～3月）
- 文書6 海上自衛隊報達版目録（平成28年4月～6月）
- 文書7 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成28年4月～6月）
- 文書8 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成28年4月～6月）
- 文書9 海上自衛隊報通達版目録（第4分類）（平成28年4月～6月）
- 文書10 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成28年4月～6月）
- 文書11 目録（平成28年4月～6月）
- 文書12 海上自衛隊報達版目録（平成28年7月～9月）
- 文書13 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成28年7月～9月）
- 文書14 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成28年7月～9月）
- 文書15 目録（平成28年7月～9月）
- 文書16 海上自衛隊報達版目録（平成28年10月～12月）
- 文書17 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成28年10月～12月）
- 文書18 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成28年10月～12月）
- 文書19 海上自衛隊報達版目録（平成29年1月～3月）
- 文書20 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成29年1月～3月）
- 文書21 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成29年1月～3月）
- 文書22 海上自衛隊報通達版目録（第3分類）（平成29年1月～3月）
- 文書23 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成29年1月～3月）
- 文書24 海上自衛隊報達版目録（平成29年4月～6月）
- 文書25 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成29年4月～6月）
- 文書26 海上自衛隊報達版目録（平成29年7月～9月）
- 文書27 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成29年7月～9月）
- 文書28 海上自衛隊報通達版目録（第2分類）（平成29年7月～9月）
- 文書29 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）（平成29年7月～9月）
- 文書30 目録（平成29年7月～9月）
- 文書31 海上自衛隊報達版目録（平成29年10月～12月）
- 文書32 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）（平成29年10月～12月）

- 2月)
- 文書33 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(平成29年10月~12月)
- 文書34 海上自衛隊報達版目録(平成30年1月~3月)
- 文書35 海上自衛隊報通達版目録(第1分類)(平成30年1月~3月)
- 文書36 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(平成30年1月~3月)
- 文書37 海上自衛隊報通達版目録(第5分類)(平成30年1月~3月)
- 文書38 海上自衛隊報達版目録(平成30年4月~6月)
- 文書39 海上自衛隊報通達版目録(第1分類)(平成30年4月~6月)
- 文書40 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(平成30年4月~6月)
- 文書41 海上自衛隊報達版目録(平成30年7月~9月)
- 文書42 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(平成30年7月~9月)
- 文書43 海上自衛隊報通達版目録(第5分類)(平成30年7月~9月)
- 文書44 海上自衛隊報達版目録(平成30年10月~12月)
- 文書45 海上自衛隊報通達版目録(第1分類)(平成30年10月~12月)
- 文書46 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(平成30年10月~12月)
- 文書47 海上自衛隊報通達版目録(第5分類)(平成30年10月~12月)
- 文書48 海上自衛隊報達版目録(平成31年1月~3月)
- 文書49 海上自衛隊報通達版目録(第1分類)(平成31年1月~3月)
- 文書50 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(平成31年1月~3月)
- 文書51 海上自衛隊報通達版目録(第5分類)(平成31年1月~3月)
- 文書52 海上自衛隊報達版目録(平成31年4月~令和元年6月)
- 文書53 海上自衛隊報通達版目録(第1分類)(平成31年4月~令和元年6月)
- 文書54 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(平成31年4月~令和元年6月)
- 文書55 海上自衛隊報通達版目録(第4分類)(平成31年4月~令和元年6月)
- 文書56 海上自衛隊報達版目録(令和元年7月~9月)
- 文書57 海上自衛隊報通達版目録(第1分類)(令和元年7月~9月)
- 文書58 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(令和元年7月~9月)
- 文書59 海上自衛隊報通達版目録(第4分類)(令和元年7月~9月)
- 文書60 海上自衛隊報通達版目録(第5分類)(令和元年7月~9月)
- 文書61 海上自衛隊報達版目録(令和元年10月~12月)
- 文書62 海上自衛隊報通達版目録(第2分類)(令和元年10月~12月)

- 月)  
文書63 海上自衛隊報通達版目録 (第3分類) (令和元年10月～12月)  
文書64 海上自衛隊報通達版目録 (第5分類) (令和元年10月～12月)